

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 4 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600251号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を9万6,000円、同年12月31日の標準賞与額を24万2,000円、平成20年7月31日の標準賞与額を25万1,000円、平成21年12月31日の標準賞与額を24万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、同年12月31日、平成20年7月31日及び平成21年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月31日、同年12月31日、平成20年7月31日及び平成21年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を10万円、同年12月31日の標準賞与額を26万円、平成20年7月31日の標準賞与額を27万円、平成21年12月31日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、同年12月31日、平成20年7月31日及び平成21年12月31日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成19年7月31日は9万6,000円、同年12月31日は24万2,000円、平成20年7月31日は25万1,000円、平成21年12月31日は24万9,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成21年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に同社から支給された賞与の年金記録がない。しかし、私が所持している賞与明細書により、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた

ことが確認できるので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。また、年金額に反映しなくても良いので、賞与額に見合う標準賞与額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、請求者が所持する賞与明細書及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支給日については、事業主は不明である旨回答しており、請求者は賞与を現金で受け取ったと陳述している上、関連資料（家計簿、預金通帳等）もないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間①は平成19年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成20年7月31日、請求期間④は平成21年12月31日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万6,000円、請求期間②は24万2,000円、請求期間③は25万1,000円、請求期間④は24万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者が所持する賞与明細書によると、請求者は、請求期間①に標準賞与額10万円に相当する賞与、請求期間②に標準賞与額26万円に相当する賞与、請求期間③に標準賞与額27万円に相当する賞与、請求期間④に標準賞与額28万円に相当する賞与を事業主から支給されていたことが確認できることから、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間①は10万円、請求期間②は26万円、請求期間③は27万円、請求期間④は28万円とすることが必要である。

なお、請求期間①から④までの訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間①は9万6,000円、請求期間②は24万2,000円、請求期間③は25万1,000円、請求期間④は24万9,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。